

東住吉区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）―令和2年度

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	令和２年度東住吉区地域福祉サポート事業にかかる業務委託	その他	社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会	18,066,000円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	－
2	令和２年度中学生英語交流事業業務委託	旅行	名鉄観光サービス株式会社	4,998,000円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
3	令和２年度小学生英語交流事業業務委託	旅行	ヒューマンアカデミー株式会社	2,814,240円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
4	令和２年度東住吉区地域活動活性化促進事業	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	3,458,000円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
5	令和２年度東住吉区広報紙「広報東住吉なでしこ」編集等業務委託	印刷・デザイン	株式会社アド・エモン	3,770,800円	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
6	(仮称)東住吉区まちづくり構想策定支援業務委託	各種施策研究・調査	日建設計シビル・日建設計総合研究所 共同体	3,993,000円	令和2年7月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
7	令和２年度東住吉区人権啓発推進事業（人権講演会及び人権啓発イベント）にかかる業務委託	催事	一般財団法人 大阪教育文化振興財団	1,049,945円	令和2年9月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
8	令和２年度東住吉区芸術文化青少年育成事業にかかる業務委託	催事	公益財団法人山本能楽堂	360,000円	令和2年10月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
9	東住吉区民間事業者を活用した課外学習会（学習塾なでしこ）にかかる業務委託	その他	株式会社トライグループ	1,899,260円	令和2年11月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－

随意契約理由はこちら <http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度東住吉区地域福祉サポート事業

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本業務を実施するには、区内全域において地域住民の主体的な地域福祉活動と連携・協働を図るなど、区役所と地域との中間支援機能を有するとともに、各地域における福祉課題の把握や地域資源との連携・協働が可能な能力を有し、かつ公益性や公平性・公正性が担保されている必要があることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

大阪市では、地域住民の主体的な地域福祉活動と連携・協働を図るために地域ネットワーク委員会を設置し地域の実情に応じ取り組んできた。平成24年度末の地域ネットワーク委員会の事務局である保健・医療・福祉ネットワーク推進員廃止以降、各地域における福祉課題の把握や、地域資源との連携・協働しながら、その活動を引継ぎ単独で担っているのが地域社協であり、東住吉区における14の地域社協をとりまとめているのが社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会である。

こうしたことから、地域住民の主体的な地域福祉活動と連携・協働を図りながら公益性や公平性・公正性を担保し、事業を実施できる事業者は社会福祉法109条に基づいて設立された社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会のみである。

以上の理由により、社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9851）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度東住吉区中学生英語交流事業

2 契約の相手方

名鉄観光サービス株式会社

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が行事開催前から終了後までを通し、事前の研修や実施場所等において本区役所や生徒を支援する必要がある。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

名鉄観光サービス株式会社は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9922）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度東住吉区小学生英語交流事業

2 契約の相手方

ヒューマンアカデミー株式会社

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が行事開催前から終了後までを通し、事前の研修や実施場所等において本区役所や生徒を支援する必要がある。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

ヒューマンアカデミー株式会社は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9922）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度東住吉区地域活動活性化促進事業

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、地域活動協議会の担い手を支援する中で主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要である。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度東住吉区広報紙「広報東住吉なでしこ」編集等業務委託

2 契約の相手方

株式会社アド・エモン

3 随意契約理由

本業務は、芸術性、創造性が求められる業務であり、契約相手方の持つ能力や経験が重要となり、行政側では持っていない能力（芸術性・創造性等）の他、より良い広報紙を作っていくという前向きな姿勢で業務の方向性や仕様書作りを共に行う必要があることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

株式会社アド・エモンは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所総務課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称)東住吉区まちづくり構想策定支援業務委託

2 契約の相手方

日建設計シビル・日建設計総合研究所共同体

3 随意契約理由

本業務は、東住吉区の現状と課題等を踏まえ、めざすべき将来像や取り組みの方向性等について、まちづくり構想として取りまとめるとともに、関連する情報の収集・整理、資料作成等の支援を行うことを目的としている。実施にあたっては、事業者の高度な専門性と知識及びノウハウを活用し、より効果の高いものとする必要があることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において最も効果的な成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザルにより契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、日建設計シビル・日建設計総合研究所共同体(代表者:株式会社日建設計シビル)の評価点が最も高く、契約相手方として最適であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9917）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度東住吉区人権啓発推進事業（人権講演会及び人権啓発イベント）

2 契約の相手方

一般財団法人大阪教育文化振興財団

3 随意契約理由

本業務は、人権啓発に関する知識と経験、専門性並びに啓発効果の向上が必要なことから公募型企画提案プロポーザル方式により受注者を募集した。9月3日に開催した選定会議において一般財団法人大阪教育文化振興財団が優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区区民企画課（電話番号 06-4399-9908）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度東住吉区芸術文化青少年育成事業実施業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人山本能楽堂

3 随意契約理由

本事業を実施するにあたっては、芸術文化に関する知識と経験、専門性並びに啓発効果の向上が必要なことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式(プロポーザル方式)により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

公益財団法人山本能楽堂は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区区民企画課（電話番号 06-4399-9908）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区民間事業者を活用した課外学習会（学習塾なでしこ）業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライグループ

3 随意契約理由

本事業を実施するにあたっては、小学生を対象に、民間事業者の持つノウハウなどを活用した放課後における課外学習会を実施するものであるが、事業者には高度で専門的な技術力が求められることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式(プロポーザル方式)により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

株式会社トライグループは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区区民企画課（電話番号 06-4399-9904）